

令和 8 年 6 月
国 税 庁
法 人 課 税 課

国税庁システム移行に伴う 周知事項等について



INDEX

01

概要

概要事項のご説明

02

様式変更の具体的な事例

申告や申請・届出等の変更例のご紹介

03

仕様変更に伴う新機能・変更点

電子交付対象通知の抜本的な拡充・仕様変更等のご紹介

04

システム移行に伴うe-Tax停止期間

システム移行期のe-Tax停止期間等について

INDEX

01

概要

概要事項のご説明

02

様式変更の具体的な事例

申告や申請・届出等の変更例のご紹介

03

仕様変更に伴う新機能・変更点

電子交付対象通知の抜本的な拡充・仕様変更等のご紹介

04

システム移行に伴うe-Tax停止期間

システム移行期のe-Tax停止期間等について

1 概要

当資料について

当庁では、基幹システムの更新（更新後：KSK2）が計画されており、令和8年9月24日リリース予定として開発を進めているところです。

当システム更新に伴い、以下の変更等が生じることから、前広な情報共有を目的としたものとなります。

【当資料にてお伝えしたい事項】

- 申告書等のAI-OCR様式への移行に伴う既存様式の改訂（スライド5～12）
- 新機能・変更点等（スライド14～18）
- システム移行時のe-Tax停止期間（スライド20）
- ※ 追加で連絡すべき事項等が生じた場合には、適宜ご連絡させていただきます。
- ※ 貴会の県単位及び署単位会に対してのご連絡は、今後、局署の実情に応じて実施させていただきます。

KSK2移行に伴う对外周知について

KSK2への移行に伴い、上記のとおり、AI-OCR様式への移行に伴う既存様式の改訂等の多くの変更点が生じるため、別途国税庁ホームページに専用ページを設け、各種情報を掲載しています。

なお、様式変更される申告書等の公表時期・受付開始時期等の情報についても合わせて掲載しています。

（掲載先） 国税庁ホームページ：<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/sodan/system.htm>



INDEX

01 | 概要

概要事項のご説明

02 | 様式変更の具体的な事例

申告や申請・届出等の変更例のご紹介

03 | 仕様変更に伴う新機能・変更点

電子交付対象通知の抜本的な拡充・仕様変更等のご紹介

04 | システム移行に伴うe-Tax停止期間

システム移行期のe-Tax停止期間等について

2-1 申告書等の様式変更

- 一部の書面申告書等について、AI-OCRで文字や数字の読み取りを行うため、レイアウトを変更します。
 - ※ 「控用」は、なくなります。
- 現行の様式との比較は、以下のとおりです。
- 書面申告の場合、AI-OCR様式の受付開始後は、最新のAI-OCR様式で提出をお願いします。
 - ※ e-Tax申告を推進しています。ベンダーソフトから非AI-OCR様式が出力される場合などには、非AI-OCR様式でも提出はできますが、多くのメリットがあるe-Tax申告のご利用をお願いします。
 - ※ 過去に入手した申告書等については、様式の内容自体が変更されている場合がありますので、国税庁ホームページで、最新の申告書等であるかをご確認ください。

【現行KSK : OCR】
1 文字枠フィールド（ドロップアウトカラー）で、文字位置が固定されています。

税務署長 令和 年分の所得税及び 申告書 FA2202

[illegible]

【KSK2 : AI-OCR】
フリーピッチ枠となります。また、ドロップアウトカラーは廃止します。

■ 様式ID NTA1K0A020010200

L01 令和		年分の所得税及び復興特別所得税の										G01		申告書						
右の各欄目に以下の内容の種類を記載し、この欄に該当番号を記載してください。 1. 確定 2. 修正 3. 申請確定 4. 申請確定の修正																				
納税地		区分	K05	郵便番号	F05	年	月	日	提出	提出先	F01	税務署長			生年 月日	元号	年	月	日	
F06												フリガナ	F03							
上記以外の住所を記入する場合は、この欄に記入してください。												氏名	F04							
E01												職業	K02	屋号			K04			
E02		G02	青色	G03	分離	G04	国出	G05	損失	G06	修正	G07	特異	G08	電話番号	F07	— —			

(単位は円)

収入金額等		事業		配当		公的年金等		雑所得		総合課税		事業所得		不動産所得		
収入金額等	営業等	G09	㊦	G28	配当	G10	㊦	G29	公的年金等	G11	㊦	G30	雑所得	G12	㊦	G31
	農業	G13	㊦	G32	公的年金等	G14	㊦	G33	雑所得	G15	㊦	G34	総合課税	G16	㊦	G35
	不動産	G17	㊦	G36	雑所得	G18	㊦	G37	総合課税	G19	㊦	G38	事業所得	G20	㊦	G39
	配当	G21	㊦	G40	雑所得	G22	㊦	G41	総合課税	G23	㊦	G42	事業所得	G24	㊦	G43
	給与	G25	㊦	G44	雑所得	G26	㊦	G45	総合課税	G27	㊦	G46	事業所得	G28	㊦	G47
	公的年金等	G29	㊦	G48	雑所得	G30	㊦	G49	総合課税	G31	㊦	G50	事業所得	G32	㊦	G51
	雑所得	G33	㊦	G52	雑所得	G34	㊦	G53	総合課税	G35	㊦	G54	事業所得	G36	㊦	G55
	その他	G37	㊦	G56	雑所得	G38	㊦	G57	総合課税	G39	㊦	G58	事業所得	G40	㊦	G59
	短期	G41	㊦	G60	雑所得	G42	㊦	G61	総合課税	G43	㊦	G62	事業所得	G44	㊦	G63
	長期	G45	㊦	G64	雑所得	G46	㊦	G65	総合課税	G47	㊦	G66	事業所得	G48	㊦	G67
一時	G49	㊦	G68	雑所得	G50	㊦	G69	総合課税	G51	㊦	G70	事業所得	G52	㊦	G71	
事業所得	G53	㊦	G72	雑所得	G54	㊦	G73	総合課税	G55	㊦	G74	事業所得	G56	㊦	G75	
不動産所得	G57	㊦	G76	雑所得	G58	㊦	G77	総合課税	G59	㊦	G78	事業所得	G60	㊦	G79	
不動産所得	G61	㊦	G80	雑所得	G62	㊦	G81	総合課税	G63	㊦	G82	事業所得	G64	㊦	G83	
不動産所得	G65	㊦	G84	雑所得	G66	㊦	G85	総合課税	G67	㊦	G86	事業所得	G68	㊦	G87	
不動産所得	G69	㊦	G88	雑所得	G70	㊦	G89	総合課税	G71	㊦	G90	事業所得	G72	㊦	G91	
不動産所得	G73	㊦	G92	雑所得	G74	㊦	G93	総合課税	G75	㊦	G94	事業所得	G76	㊦	G95	
不動産所得	G77	㊦	G96	雑所得	G78	㊦	G97	総合課税	G79	㊦	G98	事業所得	G80	㊦	G99	
不動産所得	G81	㊦	G100	雑所得	G82	㊦	G101	総合課税	G83	㊦	G102	事業所得	G84	㊦	G103	
不動産所得	G85	㊦	G104	雑所得	G86	㊦	G105	総合課税	G87	㊦	G106	事業所得	G88	㊦	G107	
不動産所得	G89	㊦	G108	雑所得	G90	㊦	G109	総合課税	G91	㊦	G110	事業所得	G92	㊦	G111	
不動産所得	G93	㊦	G112	雑所得	G94	㊦	G113	総合課税	G95	㊦	G114	事業所得	G96	㊦	G115	
不動産所得	G97	㊦	G116	雑所得	G98	㊦	G117	総合課税	G99	㊦	G118	事業所得	G100	㊦	G119	
不動産所得	G101															

- AI-OCR様式は、書面の申告書等の様式です。e-Taxの申告には影響はありません。
 - ※ e-Taxソフトやe-Taxソフト（WEB版）等では、非AI-OCR様式の申告書等のレイアウトが表示される場合があります。
- AI-OCR様式に変更した様式であっても、過年分は非AI-OCR様式のままの場合もあります。

2-2 法人税申告書等の様式変更

- 法人税に係るAI-OCR様式の国税庁ホームページへの公開時期は、それぞれ以下を予定しております。
 - 申告書（注1）：令和8年8月
 - 申請・届出書（注2）：令和8年6月

（注1） AI-OCR様式を公開する対象事業年度は、令和4年4月1日以後終了事業年度分以降となります。

（注2） 令和8年度税制改正に対応したAI-OCR様式については、令和8年8月末の公開を予定しております。
- 法人税申告書別表一の現行の様式との比較は、以下のとおりです。

【現行】
法人税申告書別表一（OCR様式）

[illegible]

【変更後】
法人税申告書別表一（イメージ）

[illegible]

2 - 3 法人設立関係届出手続の統合

- 法人設立関係の4手続（法人設立届出、青色申告の承認申請、給与支払事務所等の開設届出、源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請）を1つのAI-OCR様式に統合し、「青色申告の承認申請書 兼 法人設立届出書」を新たに設けます。
- 現行の様式との比較は、以下のとおりで、この統合様式は令和9年1月から使用開始予定です。

【現行】

《法人設立届出書》 《青色申告の承認申請書》

《給与支払事務所等の開設届出書》

《源泉所得税の納期の特例に関する申請書》

【変更後】

《青色申告の承認申請書 兼 法人設立届出書イメージ》

2-5 納付書・所得税徴収高計算書の様式変更①

- 納付書（複写式）のレイアウトを変更します。
 - 現行の「整理番号」欄(8 桁)は、「お問い合わせ番号」欄(13桁)に変わります。
 - レイアウト変更後の納付書（複写式）の詳しい記載方法は、裏面の二次元コードから参照できます。
- ※ 当分の間、古いレイアウトの納付書も使用可能です。
- ※ 納付書（A4用紙）については、税務署で必要事項を印字した上でお渡ししますので、そのままご使用ください。

【現行】
《複写式・1片》

国税 納税資金	(納付書)		領収済通知書										(記入例) ¥ 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0																							
	年度	税目番号	税務署名	税務署番号	整理番号																															
国庫金	税目		税	本税	千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円										(自) 年 月 日																					
	信託の名称			重加算税											(納期等) 納期等 (至) 年 月 日																					
	◎「領収証」の裏面をよく読んで、太線の枠内を記載してください。			該当項目に○印											(申告区分) 該当項目に○印を付してください。																					
			加算税											<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">1</td><td style="width: 10%;">2</td><td style="width: 10%;">3</td><td style="width: 10%;">4</td><td style="width: 10%;">5</td><td style="width: 10%;">6</td><td style="width: 10%;">7</td><td style="width: 10%;">9</td> </tr> <tr> <td>千円</td><td>百円</td><td>十円</td><td>5円</td><td>2円</td><td>1円</td><td>50銭</td><td>10銭</td> </tr> </table>										1	2	3	4	5	6	7	9	千円	百円	十円	5円	2円
1	2	3	4	5	6	7	9																													
千円	百円	十円	5円	2円	1円	50銭	10銭																													
税務署整理欄			利息税											(徴収区分) (徴収番号) (伝票番号)																						
住所(所在地)		(電話番号)	延滞税											(信託区分番号) 左記の合計額を欄内に入し。(領収年月日及び領収者名)																						
氏名(法人名)			合計額											証券受領 全額 一部																						
(フリガナ)			合計額の金額欄には必ず「¥」字を記載してください。																																	
◎この用紙は直接機械で処理しますので、汚したり折曲げたりしないでください。			◎日本銀行(本店・支店・代理店・蔵入代理店(郵便局を含む。))又は当税務署で納付してください。																																	
①納税額 00200		②納税者 氏名	証券番号 内 証券受領 円										左記の欄に「納付番号」等は電子納税にご利用いただく番号です。 左記の欄に「領収番号」等は電子領収書に記入してください。																							
③納税用通知番号 00200		④領収者 氏名	あて先																																	

【変更後】
《複写式・1片》

[illegible]

(※) 複写式の2片・3片についても、1片と同様にレイアウト変更

2 - 5 納付書・所得税徴収高計算書の様式変更②

- 所得税徴収高計算書（複写式：日銀OCR用）のレイアウトを、以下のとおり変更します。
- 現行の「整理番号」欄(8 桁)は、「お問い合わせ番号」欄(13桁)に変わります。
- レイアウト変更後の所得税徴収高計算書（複写式：日銀OCR用）の詳しい記載方法は、国税庁ホームページの「所得税徴収高計算書（納付書）の記載のしかた」から参照できます。
※ 当分の間、古いレイアウトの所得税徴収高計算書も使用可能です。
- また、署の窓口で交付（又は、署から個別に郵送）する所得税徴収高計算書は、「複写式：日銀OCR用」から「A4用紙」へ変更します。

【現行】

《複写式：日銀OCR用・1片》

「整理番号」欄
(8 桁)

The image shows the current layout of the tax payment slip. A red box highlights the '整理番号' (整理番号) field, which is 8 digits long. The form includes sections for '納税等区分' (Taxation Category), '支払分戻税額' (Refundable Tax Amount), and '合計額' (Total Amount). The form is titled '国税徴収高計算書 (納付書)' and '領収済通知書'.

【変更後】

《複写式：日銀OCR用・1片》

「お問い合わせ番号」欄
(13桁)

The image shows the new layout of the tax payment slip. A red box highlights the 'お問い合わせ番号' (お問い合わせ番号) field, which is 13 digits long. The form includes sections for '納税等区分' (Taxation Category), '支払分戻税額' (Refundable Tax Amount), and '合計額' (Total Amount). The form is titled '国税徴収高計算書 (納付書)' and '領収済通知書'.

2-6 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の様式変更

- これまで、税務署では、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表（OCR様式）」を印刷し、税務署窓口へ備え付けるほか、年末調整関係書類に封入し発送していました。
- 今後は、AI-OCRで文字や数字の読み取りを行うため、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表（OCR様式）」の印刷を廃止します。また、レイアウトを変更します。
 - ※ 国税庁ホームページから納税者自身で印刷した様式を使用していただくことが可能になります。
- 現行の様式との比較は、以下のとおりです。

【現行】

《給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表》

[illegible]

【変更後】

《給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表のイメージ》

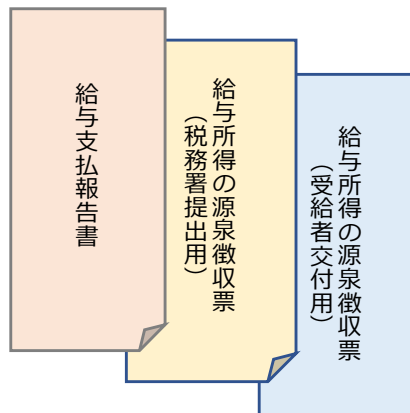
[illegible]

2-7 源泉徴収票の複写様式の印刷の廃止

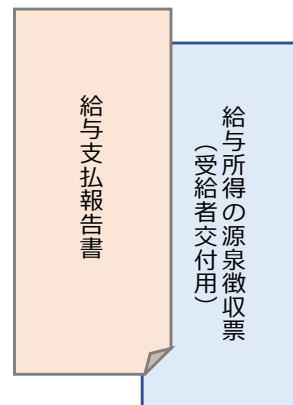
- 現在、給与の支払者は、以下の様式を作成し提出・交付する必要があります。
 - ① 給与支払報告書（市区町村提出用）
 - ② 給与所得の源泉徴収票（税務署提出用）
 - ③ 給与所得の源泉徴収票（受給者交付用）
- 今後は、AI-OCRで文字や数字の読み取りを行うほか、源泉徴収票のみなし提出の特例が開始するため、給与所得の源泉徴収票（税務署提出用）が含まれる3枚複写の様式の印刷を廃止します。
 - ※ 令和9年1月1日以後、市区町村に給与支払報告書を提出した場合には、税務署に源泉徴収票を提出したものとみなされるため、源泉徴収票を税務署に提出する必要がなくなります。
- 給与支払報告書と源泉徴収票（受給者交付用）を同時に作成することができる入力用PDFを国税庁ホームページに掲載します。

【現行】

【3枚複写】

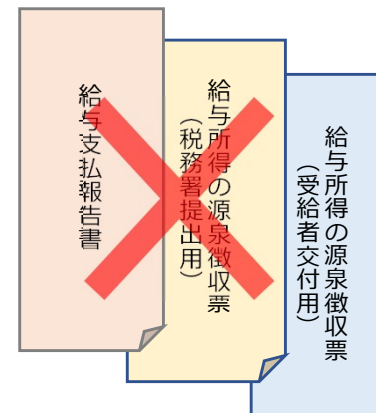


【2枚複写】

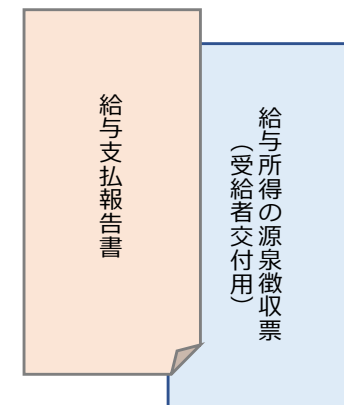


【変更後】

【3枚複写】



【2枚複写】



※印刷の有無は国税局ごとに異なります。

INDEX

01 | 概要
概要事項のご説明

02 | 様式変更の具体的な事例
申告や申請・届出等の変更例のご紹介

03 | 仕様変更に伴う新機能・変更点
電子交付対象通知の抜本的な拡充・仕様変更
等のご紹介

04 | システム移行に伴うe-Tax停止期間
システム移行期のe-Tax停止期間等について

3 - 1 通知等に記載される番号の変更

- 税務署から納税者等へ送付する通知等には、その通知等を特定するための「番号」を記載しています。その「番号」として、KSK2への移行後は「お問い合わせ番号」（13桁）を使用します。
- 「お問い合わせ番号」は、納税者一人ひとりに付番されるものではなく、税務署から納税者等へ送付する文書ごとに付番されるものです。
- なお、納税者等は、税務署の担当者に、通知等に記載された「お問い合わせ番号」を伝えることで、その通知等についてのお問い合わせをスムーズに行えます。
※ 「お問い合わせ番号」は、税務署において発番し、通知等に印字します。

【例：予定納税額の通知書】

		お問い合わせ番号		
		来年の確定申告の際には、必ず予定納税額（合計欄の金額）を入力し、差し引いて計算してください。 年 月 日 _____ 税務署長		
年分 所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書（一般用）				
●予定納税について あなたの 年分の予定納税基準額及び予定納税額		予 定 納	第 1 期 分	円
		第 2 期 分		

3 - 2 申告書等への提出年月日の表示

- 申告書等閲覧サービス、申告書等情報取得サービスや開示請求では、申告書等の提出年月日は、申告書等のヘッダーに印字されます。

※ 収受日付印の押なつは行いません。

【開示請求の際の申告書のイメージ】

The diagram illustrates the header of a declaration form used for a disclosure request. It features a large yellow rectangular area labeled "申告書イメージ" (Declaration Form Image). Above this area is a header section with a dashed border. Within this header, there is a red-bordered box containing the text "提出年月日 yyyy.mm.dd" (Submission date yyyy.mm.dd). To the right of this box, the text "受付番号 9999999999999999" (Receipt number 9999999999999999) is displayed. A red arrow points from a separate dashed box on the left to the red-bordered box in the header. This separate box contains the text "提出年月日 yyyy.mm.dd" in red, with "年 月 日" (Year Month Day) written below it.

提出年月日 yyyy.mm.dd 受付番号 9999999999999999

提出年月日 yyyy.mm.dd
年 月 日

申告書イメージ

3 - 3 漢字等（旧字体等）の取扱い

- 税務署から納税者等へ送付する文書や納税証明書等で使用する漢字・記号は、JIS（日本産業規格）の第1水準から第4水準まで（JIS X 0213で定義された文字）となります。
- このため、一部の漢字・記号について、字形が置き換わる場合や、手書きにより表示する場合があります。
- 主な事例は、次のとおりです。

漢字/記号	現行（例）	変更後
漢字	吉	吉
	岸	岸
	高	高
	岡	岡
	𠂔	(手書き)
	𪛗	(手書き)
記号	㊦	(手書き)
	㊦	(手書き)

3 - 4 e-TaxのIPアドレスの仕様変更

- e-TaxのIPアドレスを、固定IPアドレスから動的IPアドレス（※）へ変更します（現在、e-TaxのIPアドレスは公開していますが、KSK 2 への移行後は非公開となります。）。
- ※ 接続するたびにIPアドレスが変わります。
- e-Taxに接続する際、IPアドレスを指定して接続している方は、URLでの接続に変更するようお願いします。

Webページ	URL（※）	IPアドレス	
		現状	KSK2への移行後
認証	login.e-tax.nta.go.jp	固定のIPアドレスを <u>公開</u>	<u>非公開</u>
マイページ	mypage.e-tax.nta.go.jp		
受付システム	uketsuke.e-tax.nta.go.jp		
e-Taxソフト(WEB版)	clientweb.e-tax.nta.go.jp		
開始届出書作成・提出コーナー	kaishi.e-tax.nta.go.jp		
QRコード付証明書等作成システム	cps.e-tax.nta.go.jp		

※ 各WebページのURLの変更はありません。

3-5 処分通知等の電子交付の対象拡大

- 令和8年9月24日より、税務署長等が行う処分通知等の電子交付対象が拡大されます。
- 電子交付への同意方法が、「申請等の都度の同意」から「事前の一括同意」に変わります。
 - ※ ただし、「国税還付金振込通知書」の電子交付については、従来どおり申告・申請等ごとの同意が必要です。
- 電子交付を希望される方は、従来から電子交付を利用されていた方を含め、e-Tax上で令和8年9月24日以後に電子交付への一括同意をお願いします。
 - ※ 電子交付対象の一覧や一括同意の詳細等は、順次e-Taxホームページで公表予定です。

事前の一括同意（R8.9.24～）



e-Taxにログイン
又は
e-Tax利用開始届出（※）

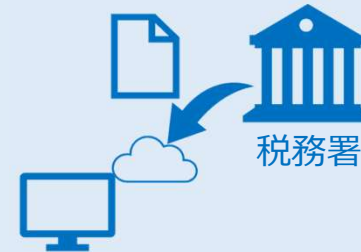
※ バンダーソフトでは利用不可



通知書等の受領方法画面で
「電子（e-Tax）」を選択
（一括同意）

メールアドレスの登録と
ワンタイム認証が必要です。

電子交付



e-Taxのメッセージ
ボックスに通知書等を格納

見落とし防止のため、
通知書等が格納された旨の
メールが届きます。



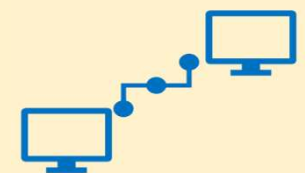
e-Taxにログインし、
通知書等を確認

※ 法人については、GBizIDを活用することで、税目等で通知書等の閲覧制限が可能となるよう検討しています（R9.9リリース予定）。

- ◆ 従来から電子交付対象である「住宅ローン控除証明書」、「予定納税額等通知書」などに加え、
 - ・ 更正又は決定通知書
 - ・ 更正決定等をすべきと認められない旨の通知書（いわゆる是認通知）

など約1,000通知が電子交付対象となります。

- ◆ 税理士とe-Tax上で委任関係の登録を行うことで、電子交付された通知書等をe-Tax上で税理士に共有できます。



INDEX

01 | 概要
概要事項のご説明

02 | 様式変更の具体的な事例
申告や申請・届出等の変更例のご紹介

03 | 仕様変更に伴う新機能・変更点
電子交付対象通知の抜本的な拡充・仕様変更等のご紹介

04 | システム移行に伴うe-Tax停止期間
システム移行期のe-Tax停止期間等について

4 e-Taxのメンテナンス

- KSK2への移行に当たっては、現行システムからKSK2へデータを移行するなどの作業が必要となります。
 - このため、次の期間においてはe-Taxのメンテナンス時間とする予定です。
 - ・ **令和8年9月19日（土） 0時～令和8年9月24日（木） 8時30分**
 - ・ **令和8年9月26日（土） 0時～24時**
- ※ メンテナンス中は、e-Taxにログインすることができません（メッセージボックス（受信通知など）の確認もできません。）。

【利用可能時間 ◎ 0:00～24:00 ○ 8:30～24:00 × 終日メンテナンス】

令和8年（2026年）9月						
日	月	火	水	木	金	土
		1 ◎	2 ◎	3 ◎	4 ◎	5 ◎
6 ○	7 ○	8 ◎	9 ◎	10 ◎	11 ◎	12 ◎
13 ○	14 ○	15 ◎	16 ◎	17 ◎	18 ◎	19 ×
20 ×	21 ×	22 ×	23 ×	24 ○	25 ◎	26 ×
27 ◎	28 ○	29 ◎	30 ◎			